

総合型地域スポーツクラブにおけるアスレティックトレーナー配置の可能性

The Possibility of Placing Athletic Trainer in Comprehensive Community Sports Clubs

吉田小百合*

YOSHIDA Sayuri*

論文要旨

現在、子どもたちの運動の場のひとつとして総合型地域スポーツクラブの創設が全国的に進んでいる。しかし、その総合型地域スポーツクラブの指導の実態はまだ明らかにされていない。そこで、本研究では、指導の実態を把握する為、西宮市内の総合型地域スポーツクラブにおいて、子どもの運動指導を行っている指導者に対し、アンケート調査と聞き取り調査を行った。その結果、コンディショニング面のサポートや、救急体制が整っていないことが分かった。また、指導者の中では、日本体育協会公認のスポーツ指導者に対する認知度が低いことが示唆された。この結果から、総合型地域スポーツクラブの振興施策と、調査から得た現状を照らし合わせ、総合型地域スポーツクラブにおけるアスレティックトレーナーの配置に関する検討を行った。

1. はじめに

現在日本の子どもたちは、体力・運動能力が低下傾向にある。また、子どもを含める生活習慣病が社会的問題として取り上げられている。これらの問題に対する打開策の一つに、子どもたちが体を動かしたくなるような運動の機会を与えることがある。小学校における運動の機会、主に体育の授業と運動部活動の時間である。体育の授業に関しては、体育の専科教諭がおらず、必ずしも運動に関する知識の深い教諭や、運動が得意な教諭に指導されているとは言えないだろう。運動部活動においては、児童の減少等により活動団体が減ってきているのが現状である。つまり、小学校では、運動の専門的な指導者の不足や運動の機会の減少があるといえる。

そこで、現在では文部科学省がスポーツ振興基本計画の中でも述べているように⁽¹⁾、学校と地域の総合型スポーツクラブが連携することで、子どもたちの運動の場を充実させようという考えの下、全国的に取り組みが行われている。この取り組みにより、子どもたちの運動の機会は少なからず確保されるであろう。さらに重要であるのが、確保された運動の場における、子どもたちの個々の能力やニーズに合わせた運動指導である。ここで適する人材となるのが、日本体育協会公認のスポーツ指導者ではないだろうか。スポーツ指導の中では、競技力向上に加え、子どもたちの安全を配慮し、外傷や障害を予防するのは当然である。したがって、日本体育協会

公認スポーツ指導者の中でも、各種目の技術指導に加えコンディショニング面からのサポートや救急体制の整備に関する知識等を備えているアスレティックトレーナー(以下、AT)が適しているのではないだろうか。

以上のことから、本研究では、子どもの運動の場の一つである総合型地域スポーツクラブをよりよい運動環境へと整備するために、総合型地域スポーツクラブにおける指導の実態を把握する。また、これらの情報を分析し、総合型地域スポーツクラブにおいてATを配置していくことは可能であるか検討する。

2. 研究の方法

本研究では、日本における総合型地域スポーツクラブの振興施策を把握するため、文献をまとめた。また、総合型地域スポーツクラブにおける運動指導の現状と、指導者のATや日本体育協会公認のスポーツ指導者に対する意見を把握するため、調査研究を行った。

(1) 調査方法

調査方法は、質問用紙によるアンケート調査と聞き取り調査である。

質問用紙の配布と回収方法と回収部数を以下に示す。

- ①直接配布、直接回収、8部。
- ②間接配布、間接回収、27部。
- ③直接配布、間接回収、1部。

* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

アンケート用紙の配布数は 65 部で、回収数は 36 部である。回収率は 55.3%であった。

(2) 調査対象者

調査対象者は、西宮市内の総合型地域スポーツクラブの中の児童の運動指導を行っている、6 クラブ 15 チームの指導者で、合計 36 名である。

(3) 調査期間

調査期間は、2008 年 8 月 17 日から 10 月 15 日である。

(4) 調査内容

調査内容は、以下の通りである。

- ①調査協力者である指導者の属性
- ②児童に対する運動指導の際のコンディショニング面のサポートと救急体制の現状
- ③スポーツ指導者バンクの認知度と活用に対する意見
- ④A T の配置に関する意見

3. 日本における総合型地域スポーツクラブの概要と振興施策

(1) 日本における総合型地域スポーツクラブの概要

総合型地域スポーツクラブの創設・育成に関しては、日本体育協会を中心に、1997 年度からスポーツ少年団を核としたクラブ育成モデル地区事業、2002 年度からは、各都道府県体育協会を通し、スポーツ振興くじ(toto)助成によるクラブ創設・活動支援事業、さらに 2004 年度からは文部科学省の委託を受け「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」等を展開している⁽²⁾。

総合型とは、種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性の三つの多様性を包含している事を指している。また、次の三つの柱をもとに運営を行っている⁽³⁾。

- ①地域住民の主体的な運営
- ②自主財源を主とする運営
- ③クラブとしての理念の共有

さらに、以下の五つの特徴を有するクラブであると定義されている⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

- ①単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目が用意されている
- ②地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて、いつまでも活動できる
- ③活動拠点となるスポーツ施設をもち、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる
- ④質の高い指導者がいて、個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる
- ⑤スポーツ活動だけでなく、できれば文化活動も準備さ

れている

総合型地域スポーツクラブとは、地域の住民が主体となり、育成、発展させていくものである。地域の住民が行いたいスポーツやそのレベルを自由に選択でき、人々が集い、イベントにも参加し様々な楽しみ方ができるものである。「私益」ではなく地域住民に開かれた「公益」を目指した経営意識を有する非営利的な組織である。

(2) 日本における総合型地域スポーツクラブの振興施策

スポーツ振興基本計画は、2006 年 9 月に改訂され、発表された。改訂後のスポーツ振興基本計画では、主要な課題を以下のようにした⁽⁶⁾。

- a. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策
- b. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
- c. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

改訂前のスポーツ振興基本計画においては、「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」を一つの柱としていたが⁽⁷⁾、改訂後では二つ目に示された。そして、「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策」を一つの柱とした⁽¹⁾。

「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策」では、政策目標を「人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものであり、「人間力」の重要な要素である子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。」とした⁽¹⁾。その政策目標達成のため必要不可欠である施策は以下の通りである。

- ①子どもの体力向上国民運動の展開
～家庭へのアプローチ～
- ②子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実
～学校と地域の連携～

国民が、子どもの体力低下の問題や体力の重要性、外遊びやスポーツの重要性について理解し、家庭、学校、地域において、子どもの体力が向上する取組みができることを目指している。学校の運動部活動においては、児童の減少によって、特に団体競技を廃止するところも増えている。そんな中、子どもの運動機会の減少を補うには、学校と、地域の総合型スポーツクラブの育成との連携の重要性があげられている。また、学校と、総合型地域スポーツクラブの協力により、子どもの発達段階や性別の違い等に応じて指導できる指導者の養成や確保ができ、より充実したスポーツ環境となることが期待されている。

文部科学省は、各都道府県に広域スポーツセンターを設置することで、総合型地域スポーツクラブの運営や活動の支援をしようと取り組んでいる。広域スポーツセンターの役割の一つには、指導者の育成や配置に関する支

援がある。

兵庫県においては、広域スポーツセンターが設置され、指導者の育成のためにスポーツ指導者バンク制度を設けている⁽⁸⁾。そこに登録されているのは日本体育協会が公認している指導者資格を保有していることが前提条件とされている。有資格者は専門分野別に、スポーツドクター、クラブマネージャー、アシスタントマネージャー、体育指導委員、アスレティックトレーナー、フィットネストレーナー、障害者スポーツ指導員に分けられている。

4. 西宮市内の総合型地域スポーツクラブでの調査からみた運動指導の現状

西宮市内の総合型地域スポーツクラブにおいて、児童の運動指導を行っている指導者に対して行った、アンケート調査と聞き取り調査の結果をまとめる。

(1) 指導者の属性

調査対象者の資格の有無については、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の保有者は9名、その他の指導者資格を保有する、もしくは指導者資格を保有しないと回答した指導者が27名であった(表1)。

表1 調査対象者の保有資格 (単位:人)

日本体育協会公認 スポーツ指導者資格	指導員	4
	コーチ	2
	教師	3
その他指導者資格		7
指導者資格無し		20

* その他指導者資格とは、兵庫県ラグビー協会スタートコーチ、バトンライセンス、日本サッカー協会公認D級指導員、JFA4級審判、剣道有段者であった。

(2) 西宮市内の総合型地域スポーツクラブの運動指導の現状

児童に対する運動指導の際のコンディショニング面のサポートと救急体制の現状についてみると、まず、指導者が実施しているコンディションの調整や怪我の予防に関しては、運動前や運動中に配慮がみられたが、運動後のコンディショニング等まで実施している指導者は少なかった(表2)(表3)。さらに児童が怪我をした場合の応急処置については、RICE処置(安静、冷却、圧迫、挙上)や心肺蘇生(cardiopulmonary resuscitation:CPR)、AED(automated external defibrillator:自動体外式除細動器)など全てを実施できると回答した人は少なかった(表4)。特に圧迫、挙上、心肺蘇生、AEDについて、不安なく実施できると回答した人は少数であった。全ての項目において、指導者資格の有無による回答の差異はみられなかった。

トレーナーと呼ばれる人が存在するチームは1チームのみであった。今回の調査では、コンディショニング面のサポートや救急体制の整備等が整っているとは言い難い結果であった。

(3) スポーツ指導者バンクの認知度と活用に対する意見

スポーツ指導者バンクの活用についてみると、今回の調査では、知度が低く全く活用されていないことがわかった(図1)。また、指導者の、スポーツ指導者バンクのそれぞれの専門分野についての知識も、全体的に低いことが分かった(表5)。

今後スポーツ指導者バンクを活用しようと思う指導者については、およそ5分の1であった(図2)。活用しようと思わない理由については、「活用方法を知らない」、「それぞれの分野の役割を知らない」、「当クラブとの関連性が分からない」といった認知度の低さが原因の一つとなった。さらに、財政面上の問題をあげた指導者がいた。

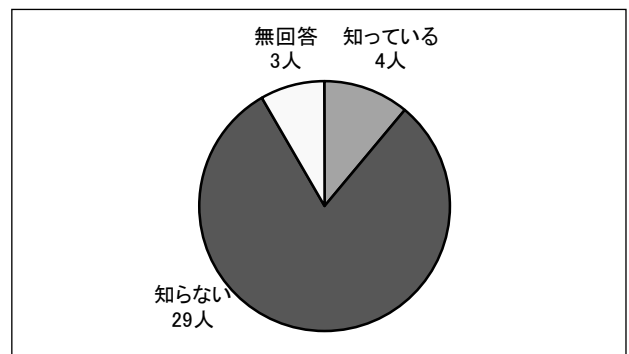


図1 スポーツ指導者バンクの認知

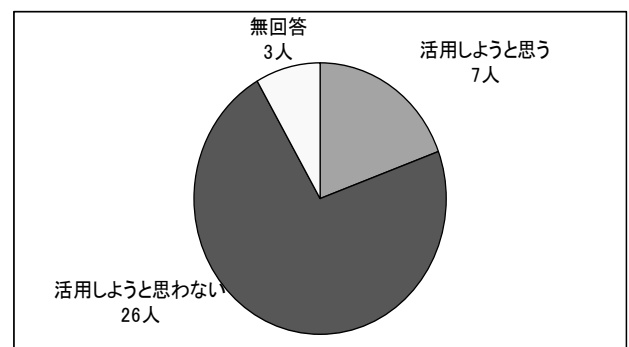


図2 スポーツ指導者バンクの活用に関する意見

表2 コンディションの調整(複数回答)

(単位:人)

	資格有り(n=9)	資格無し(n=27)	合計(n=36)
運動中に休憩を入れる	8	26	34
水分補給の時間を設ける	9	24	33
不調を訴えた者は休ませる	8	23	31
発達段階や運動内容に応じた準備運動をする	6	15	21
運動環境により運動時間を調節する	5	12	17
発達段階や運動内容に応じた整理体操をする	3	6	9
運動後にアイシング(氷で冷やす)などをするように指導する	1	3	4
しっかり休み, しっかり睡眠をとるよう促す	0	1	1
合計	40	110	

表3 児童の怪我予防(複数回答)

(単位:人)

	資格有り(n=9)	資格無し(n=27)	合計(n=36)
発達段階や運動内容に応じた準備運動をするよう促す	7	22	29
ルールを守らせる	7	20	27
運動に適切な服装やシューズを身につけるよう促す	7	17	24
使用する道具の安全性を確認する	5	8	13
発達段階や運動内容に応じた整理体操をするよう促す	3	7	10
運動しやすいように, 施設の環境を整備する	4	5	9
個人の能力に合わせた運動を行わせている	1	7	8
児童にアイシング(氷で冷やす)をするように指導する	1	5	6
安全のため独自のルールを作っている	0	3	3
テーピングを巻く	0	1	1
合計	36	95	

表4 児童に対しての応急処置

(単位:人)

	資格有り(n=9)		資格無し(n=27)	
	実施できる	不安無し	実施できる	不安無し
安静	9	4	27	18
冷却	9	5	24	16
圧迫	4	1	9	2
挙上	4	2	4	2
心肺蘇生	6	1	11	4
AED	6	3	13	6
消毒	9	4	24	17

表5 スポーツ指導者バンクの認知度(複数回答)

(単位:人)

	資格有り(n=9)		資格無し(n=24)	
	名前を聞いたことがある	役割を知っている	名前を聞いたことがある	役割を知っている
スポーツドクター	5	1	5	3
クラブマネージャー	2	0	6	2
アシスタントマネージャー	0	—	4	0
体育指導委員	8	6	15	9
アスレティックトレーナー	2	1	2	1
フィットネストレーナー	3	1	5	1
障害者スポーツ指導員	2	1	3	1

(4) アスレティックトレーナーの配置に関する意見

総合型地域スポーツクラブへのATの配置に関する意見をまとめた。「あなたの種目にアスレティックトレーナーは必要だと思いますか。」という質問に対し、必要であると回答した指導者は11人であり、3分の1以下であった(図3)。必要であると回答した指導者の回答理由は、「資格を持った人がいると安心だから」と、ATに安心を求める回答が最も多かった。また、指導者がATに求める役割としては、「児童の発達段階に応じた運動指導」、「スポーツ外傷、障害の予防」、「スポーツ現場における応急処置」という回答が半数を超えていた。必要であると思わないと回答した指導者の回答理由としては、現状のままでよいという回答が多かった。また、スポーツ指導者バンクの活用に関する意見と同様に、ここでも財政面上の問題点を指摘する意見が多かった。

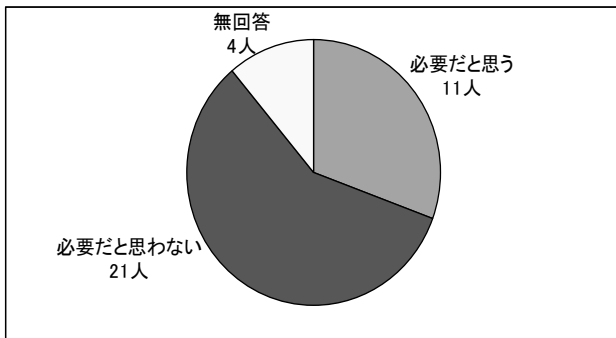


図3 アスレティックトレーナーの必要性への意見

5. 総合型地域スポーツクラブにおけるアスレティックトレーナー配置の展望と課題

(1) 総合型地域スポーツクラブの運動指導の現状

総合型地域スポーツクラブの振興施策と運動指導の現状について、①指導力の現状、②コンディショニング面のサポートと救急体制の現状の2点から述べた。

①総合型地域スポーツクラブの指導力の現状

まず、指導力の現状としては、総合型地域スポーツクラブにおいて、児童の運動指導を行っている指導者の中に、日本体育協会が公認する指導者資格を保有している人はおよそ4分の1の割合であった。その他の指導者資格も保有しない指導者が半数以上であった。また、総合型地域スポーツクラブでの指導力の向上を目的として設置された広域スポーツセンターのスポーツ指導者バンクについては活用されていなかった。活用される以前に、スポーツ指導者バンクは指導者にあまり認知されていなかった。はたしてこのような現状で、「質の高い指導者がいて、個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる」事を特徴とした総合型地域スポーツクラブであるといえるのだろうか。このことから、総合型地域スポーツクラ

ブの運営者や指導者、地域住民に対し、広域スポーツセンターの役割や機能、スポーツ指導者バンク制度の存在や機能等の情報提供の方法を検討する必要があると考えた。また、各専門分野があることや、それらのそれぞれの役割について理解してもらう必要があると考えた。

② 総合型地域スポーツクラブのコンディショニング面のサポートや救急体制の現状

運動の現場において、ケガや事故を未然に防止するための方策を検討することの重要性、救急体制や緊急連絡網の整備等の重要性はさまざまな文献の中で述べられている。本研究では、総合型地域スポーツクラブにおける児童の運動指導の中で、どのように児童の安全性を配慮しているのかコンディショニングや救急体制の整備の面から調査を行った。アンケートの結果からは、児童の安全性の配慮不足等の課題がみられた。具体的には、運動後のコンディショニング指導の不足、運動環境の安全面に関する配慮の不足、運動と食事に関する指導の不足、救急体制の不十分等である。以上のことから、総合型地域スポーツクラブの運動指導において、コンディショニング面のサポートや救急体制が整っているとは言い難いことが推察された。したがって、日本体育協会公認のスポーツ指導者資格の中のメディカル・コンディショニング資格を有する指導者を配置してみてはどうかと考えた。つまりスポーツドクターとATである。これらは、厳しいカリキュラムが構成されており、資格を持つということは、スポーツやコンディショニング、救急体制等に関する幅広い知識と高い能力備えているという事が考えられる。このような人材を配置することで、児童に対するコンディショニング面からのサポートや救急体制の整備ができ、より良い運動環境を構築できるのではないだろうか。兵庫県においてはスポーツ指導者バンクの中に、メディカル・コンディショニング資格を有する指導者も登録されている。これらの活用が、より良い児童の運動環境の整備にも繋がると考えた。

(2) 総合型地域スポーツクラブにおけるアスレティックトレーナーの配置に関する検討

はじめに、ATの役割について整理しておく。ATの役割は、①スポーツ外傷・障害の予防、②スポーツ現場における救急処置、③アスレティックリハビリテーション、④コンディショニング、⑤検査、測定と評価、⑥健康管理と組織運営、⑦教育的指導、の7点である⁽⁹⁾。ATは、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の中でも、養成課程の履修要件と資格取得に厳しい傾向がみられる。それゆえ、ATのスポーツ指導者としての能力が他の資格より高いと考えられる。

次に、本研究における調査結果から、総合型地域スポーツクラブにおけるATの必要性について考えた。アンケート調査の結果によると、総合型地域スポーツクラブにおいてATは必要であると回答した指導者は11人であり、半数以下であった。しかし、総合型地域スポーツクラブにおける児童への運動指導の現状をみると、前にも述べたようにコンディショニング面のサポートや救急体制に課題がみられた。これらの課題を解決していくにあたっては、総合型地域スポーツクラブにおいて、利用者のコンディショニング指導や技術指導のために、ATの配置が必要ではないかと考えられた。

しかし、総合型地域スポーツクラブにATを配置するにあたり、以下の問題点があげられた。その問題点とは、①クラブ運営者や指導者のATに対する知識不足、②活動時間帯の問題、③財政面上の問題、である。これらの問題点については、さらに検討を進め、各教育委員会や各体育協会、地域住民と理解を深めていく事で、ATの配置の可能性はより明確になると考える。

6. 残された課題

- ①本研究では、信憑性を高めるため研究者が各クラブを一つ一つ回り、指導者に直接依頼をしたため、兵庫県西宮市の総合型地域スポーツクラブのみを対象として調査を行うこととなった。今後、全国の総合型地域スポーツクラブにATを配置し、その指導性の実態を把握するためには、調査研究を全国的に展開する必要がある。
- ②本研究では、ATの指導内容の視点から調査を行い、検討を行ってきた。今後は、総合型地域スポーツクラブのマネジメントや自治体行政等の巨視的な面から検討が必要である。
- ③ATの育成状況をみると、現在日本体育協会のAT資格を有する指導者は全国で1131人である。つまり、全国の総合型地域スポーツクラブの創設数に比べると半数以下である。したがって、総合型地域スポーツクラブにATが全く配置されないクラブが存在することが容易に考えられる。今後これらの課題の解決についても必要である。これら3点を残された課題とし、今後さらに追及していきたい。

—注—

- 1 文部科学省「スポーツ振興基本計画」『政策特報』1271, 2006, pp. 72-84.
- 2 日本体育協会ホームページ
<http://www.japan-sports.or.jp/local/outline/gaiyou.html>
- 3 文部科学省ホームページ「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」p. 4.
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/main3_a7.htm
- 4 財)日本体育協会『公認スポーツ指導者養成テキスト 共通科目Ⅰ』2007, p. 155.
- 5 黒須充、水上博司『ジグソーパズルで考える 総合型地域スポーツクラブ』2002, p. 4.
- 6 文部科学省「スポーツ振興基本計画」『政策特報』1271, 2006, p. 70.
- 7 文部省「資料1 スポーツ振興基本計画全文」『スポーツと健康』32(12), 2000, pp. 39-48.
- 8 ひょうご広域スポーツセンター
http://www.sc21hyogo.jp/modules/pico/index.phpcontent_id=3
- 9 村木良博他「第1巻アスレティックトレーナーの役割」『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト』財団法人日本体育協会, 2007, pp. 35-37.
- (2) 黒須充、水上博司『ジグソーパズルで考える 総合型地域スポーツクラブ』大修館書店, 2002.
- (3) 黒須充『総合型地域スポーツクラブの時代 第1巻 部活とクラブとの協働』創文企画, 2007.
- (4) 黒須充『総合型地域スポーツクラブの時代 第2巻 行政とクラブとの協働』創文企画, 2008.
- (5) 佐々木秀幸他「公認スポーツ指導者養成テキスト 共通科目Ⅰ」財団法人日本体育協会, 2007.
- (6) 佐伯年詩雄他「公認スポーツ指導者養成テキスト 共通科目Ⅱ」財団法人日本体育協会, 2007.
- (7) 清水隆一他「公認スポーツ指導者養成テキスト 共通科目Ⅲ」財団法人日本体育協会, 2007.
- (8) 村木良博他「第1巻アスレティックトレーナーの役割」公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト 財団法人日本体育協会, 2007.
- (9) 文部省「資料1 スポーツ振興基本計画全文」スポーツと健康 32(12), 2000, 12, pp. 52-80.
- (10) 文部科学省「スポーツ振興基本計画」政策特報 1271, 2006, 12, pp. 67-119.
- (11) 山本利春他「第8巻救急処置」公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト 財団法人日本体育協会, 2007.

—参考文献—

- (1) 石山修盟、小柳好生他「第6巻予防とコンディショニング」公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト 財団法人日本体育協会, 2007.